7 . 廃棄物・リサイクル/環境保全分野

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(1)	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化
規制の現状	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、 当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府 県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得する 必要がある。 また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書 等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。
要望内容	2003年度の規制改革要望を受けて2004年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」を徹底するよう、環境省は全国の地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。 産業廃棄物処理施設の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。 廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方公共団体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。 その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。 産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化すべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。
要望理由	2004年4月から、法人が、産業廃棄物処理施設の設置、変更ならびに役員等の異動に関する申請手続を行う場合に、代表者・役員の人的要件に係る添付書類についての先行許可証の提出による書類の代替措置が導入されたものの、地方公共団体によっては従来の添付書類の提出を求められ、手続の合理化が進んでいない。 大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員に係る個人情報についても、添付書類を求めるのは非常に負担感が大きい。将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットでの申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービス)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。現在、保健所設置市は全国に60近くある。とりわけ、産業廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。廃棄物処理法に係る許可権限はより広域化することが望ましいと考える。少なくとも、都道府県および政令指定都市に集約化を図るべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法第14条1項、第15条1項
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(2)	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し
規制の現状	廃棄物処理法は、悪質業者を排除するため、廃棄物処理業ならびに廃棄物処理施設の許可について、非常に厳格な欠格要件を設けている。 廃棄物処理法上の欠格事由のうち特徴的なのは、大気汚染防止法や騒音・振動規制法などの環境関連法令違反など、欠格事由が生ずる法令違反の種類が多いこと(7条5項4号ロ、八)、法人の許可取消しが、自動的にその取締役、執行役、5%以上の株主の欠格事由となり、また役員個人の欠格事由が自動的に法人の欠格事由へと広がるというように、連鎖的に許可取消しが拡大すること(7条5項4号ニ及びリ)、欠格事由の対象となるものが、役員だけではなく、政令で定める使用人にまで拡大されていること(14条5項2号ニ)、不誠実な行為をするおそれがあるという抽象的な欠格事由があること(7条5項4号ト)という点である。その他の環境関連法令:大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法
要望内容	(1)廃棄物処理法において、役員等の欠格事由が自動的に会社の欠格事由に該当してしまう規定を見直し、欠格事由が無制限に関連会社等に波及しないようにすべきである。 (2)廃棄物処理法違反のみならず、「その他の環境関連法令に違反した場合、業ならびに施設の許可を取り消さなければならない」とされている規定について、「その他の環境法令」に違反した場合における「取り消さなければいけない」事由、対象施設、業ならびに事業所の範囲を見直し、適宜、許可権限を有する地方公共団体の判断により「取り消すことができる」とするなど、欠格事由が自動的に広く波及しないようにべきである。とりわけ、製造業等における生産設備の稼動に影響しないようにすべきである。
要望理由	上記規制は、悪質な廃棄物業者の許可に対して、抜本的な対応をとるために作られたものであり、零細で同族会社又は個人会社に近い廃棄物業者が、次々に会社を作って不法投棄などを繰り返すという例を念頭においている。しかし、近年、廃棄物処理は製造工程の一環に組み込まれていることが多く、上場企業の多くが、自ら及び関連会社の事業活動において、廃棄物処理法上の施設の許可又は業の許可を取得している。らに、廃棄物処理施設は、社会全体のインラともいうべき施設であり、電気・ガス・水道などと同様、企業としての生命線であるだけではなく、この事業活動によって他の事業者や一般消費者に対する商品の供給、返品、修理、リサイクルなどの健全なマテリアルフローが可能となっている。したがって、廃棄物処理に直接関係のない違反をもって廃棄物処理法の欠格事由が発生し、それが他の事業所のみならず、違法行為に全く関与しない関連会社全体へ無限に欠格事由が拡大していく現在の廃棄物処理法の規定は、企業活動の安定性及び社会のインフラに対する重大な危機を生じかねない。本規定により、下記のような事態が生じる。事業所内の製造ブラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる「事業所の内の廃棄物の連定施設の許可を取り消されるため、全事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなる。のいいては製造業等の事業所の廃棄物の連定といいのようによるより、いいては全事業活動そのものが継続できなくなる。例えば、ある役員(執行役員や支店長等含む)が、会社の業務と関連なく全く個人的な用事で外出した際、交通事故を起こし禁固刑以上の罰則が課せられた場合、これによっての会社の全ての事業場の廃棄物処理法上の罰則が課せられた場合、これによっての会社の全ての事業場の廃棄物処理法上の罰則が課せられた場合、これによっての会社の全ての事業場の廃棄物処理法上の前可が取り消される。さらにこのようにして許可が取り消された会社の役員等を務める全ての会社及び事業場の廃棄物処理法の許可が取り消される。その上、この連鎖はさらに連続的に拡大す
根拠法令等	ら 廃棄物処理法第15条の3第1項 (第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号八、同法施行令第4条の6)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(3)	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化
規制の現状	廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、 都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によっ てその扱いが異なっているのが実情である。 例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄 物か県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物と同等 の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。 他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合に は、「県外廃棄物の取扱いに関する指導要綱」の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならないという、極めて煩雑な手続きが必要になる。
要望内容	廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様な扱いとする旨省令化するなど、地方公共団体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方公共団体に指導・徹底を図るべきである。 上記の要望を受けて、規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月)において、2005年度中に「産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないという取扱について、周知徹底を図る」旨明記されたことは評価でき、確実に措置を講ずるべきである。
要望理由	試験研究等の供試物について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方公共団体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。 廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化については規制を緩和すべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(4)	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し
規制の現状	廃棄物処理法上「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。 「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされ、「掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断する」とされている。〔「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日)〕
要望内容	建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行い、再生利用された改良土については廃棄物処理法の適用外であること」を明確にすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度中に、建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取り扱いについて、廃棄物か否かの判断に係る解釈を明確にする」旨が盛り込まれたところであり、解釈の明確化にあたっては、上記の要望趣旨が実現するようにすべきである。現在は、高規格堤防の築造材に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。国の公共工事に限定しないものであることを明示するとともに、再生利用認定制度の認可に係る審査時間を短縮すべきである。
要望理由	建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。高規格堤防の築造材として再生利用される掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方公共団体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。さらに、構造物の裏込めや土地の造成等について、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日 環廃産 第276号) 平成9年12月26日「厚生省告示第259号」 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省総合政策局 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(5)	アジアの資源循環に資する 特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】
規制の現状	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用され後に、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする場合、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に例えば2ヶ月以上かかるなど、多大な時間を要してしまう。 生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等
要望内容	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なものについては、バーゼル法の適用から除外する等、アジア圏においても、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにすべきである。
要望理由	上記のものは、アジアの諸外国で処理をしようとすると廃棄物となってしまうが、わが国は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、これらの有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。一方、アジア圏では、OECD加盟国が日本と韓国だけであるため、こうした取り組みが進んでいないが、本年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ閣僚会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。この一環として、わが国にできることは、他国への再資源化技術の供与等が考えられるものの、海外への技術移転については、現地国の規制や経済状態等の条件を克服する必要がある。そこで、比較的実現性の高い施策として、輸入に関する規制を緩和することで、アジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与できる。
根拠法令等	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 経済産業省産業技術環境局環境政策課

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(6)	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し
規制の現状	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議が必要であるとの規定はない。 にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・ 更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。
要望内容	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は 地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純 焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体へ の届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因と なる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を 図るべきである。
要望理由	事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかりサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 排出事業者の環境意識への高まりやCSRの観点から、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。
根拠法令等	地方公共団体の指導要綱
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(7)	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等
規制の現状	一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づ〈許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 しかし、廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。
要望内容	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。
要望理由	都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づ〈諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。
根拠法令等	建築基準法第51条
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省住宅局市街地建築課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(8)	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し
規制の現状	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著いい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。
要望内容	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリュー式圧縮機を対象外とすべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度に、スクリュー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設定して検討を行う」旨、盛り込まれたことは評価でき、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。
要望理由	騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960~70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリュー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリュー式圧縮機は対象外とすべきである。
根拠法令等	騒音規制法第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法第6条、同法施行令第1条別表第一
制度の所管官庁 及び担当課	環境省環境管理局大気生活環境室

廃棄物·リサイクル/ 環境保全(9)	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る 添付書類の簡素化【新規】
規制の現状	公害健康被害者の補償等に関する法律(以下「公健法」)により、基準日である1987年4月1日において、一定基準以上のSOxを排出するばい煙発生施設を設置していた事業者は、毎年度汚染負荷量賦課金を納付している。 賦課金の納付にあたって、同法所定の申告書にSOx年間排出量を証する書類を添付しなければならない。 その際、基準年度時に対象となっていた施設は、基準年度以降に、SOxを排出しない施設に改造したり、SOxを排出しない施設を増設するなどして、現在ではSOxを排出しない場合であっても、上記添付書類を作成しなければならない。
要望内容	公健法の上記賦課金納付手続において、基準年度当時にSOx排出施設として対象になっていた施設で、現在はSOxを排出しない施設については、SOxを排出しなくなった旨届出することによって、翌年度以降はSOx年間排出量を証する書類の添付を不要とするべきである。
要望理由	汚染負荷量賦課金は、基準年度を境に過去分と現在分があり、SOX排出量をもとに算出している。基準年度以前の排出量は固定していることから、現在SOXを排出していない施設についても、毎年度その旨の証明書類を提出する必要はない。従って、提出書類の簡素化を図るべきである。ちなみに、本要望は、納付時の提出書類の簡素化であり、当該施設が基準年度時点で対象として指定されていることに影響するものではない。
根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律第52条、第53条、第55条
制度の所管官庁 及び担当課	環境省総合環境政策局環境計画課

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(10)	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和
規制の現状	水質汚濁防止法に基づ〈「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づ〈ばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。
要望内容	水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。
要望理由	着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。 現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体勢が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあって、60日間もの遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合せて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。 環境省は、平成11年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている(環境省資料 2003年4月)このような状況を踏まえれば、「実施制限期間は原則30日間をし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。
根拠法令等	水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9
制度の所管官庁 及び担当課	環境省環境管理局水環境部環境管理課